

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要について



令和7年11月18日
千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課

本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

本概要は、主な調査項目に関する令和6年度調査の本県分（千葉市を含む公立学校）を取りまとめたものです（詳細は別添「資料編」参照）。

1 主な調査項目：暴力行為、いじめ、不登校、高等学校の中途退学、自殺

2 調査対象：国公立小・中・高・特別支援学校

※特別支援学校はいじめのみの調査である。

3 調査対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 調査結果の概要

（1）暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）

発生件数は、前年度から946件増加した。小学校、中学校は10～20％増加、高等学校は微減した。

① 小・中・高等学校の発生件数の計

	6年度	5年度	増 減	1,000人あたりの発生件数
全 国	128,859	108,987	19,872	10.4件
千葉県	8,586	7,677	909	14.2件
千葉県公立	8,209	7,263	946	15.6件

② 校種別発生件数

	小学校			中学校			高等学校		
年 度	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
全 国	82,997	70,009	12,988	40,039	33,617	6,422	5,823	5,361	462
千葉県	6,599	5,894	705	1,769	1,554	215	218	229	-11
千葉県公立	6,333	5,636	697	1,714	1,463	251	162	164	-2

③ 対策等

- （ア）道徳教育やホームルーム活動等における規範意識の醸成
- （イ）指導資料「規律ある明るい学校環境づくり」等の活用
- （ウ）小学校と幼稚園等の情報共有等における連携の強化
- （エ）小学校と中学校の情報共有等における連携の強化
- （オ）「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用
- （カ）警察や法務少年支援センター等との連携

(2) いじめ

認知件数は、前年度から269件増加した。小学校、特別支援学校においては微減、中学校においては微増、高等学校においては約14%増加した。重大事態の発生件数は、全校種で減少し、全体で約50%減少した。

① 全国との比較（認知件数及び解消率）

	6年度	5年度	増 減	1,000人あたりの認知件数	解消率 (6年度)
全 国	769,022	732,568	36,454	61.3件	76.1%
千葉県	55,599	55,272	327	90.8件	76.7%
千葉県公立	54,724	54,455	269	102.7件	76.6%

② 校種別認知件数及び解消率

	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
年 度	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
全 国	610,612	588,930	21,682	135,865	122,703	13,162	18,891	17,611	1,280	3,654	3,324	330
千葉県	47,152	47,146	6	7,106	6,926	180	1,132	1,014	118	209	186	23
千葉県公立	46,562	46,584	-22	7,031	6,857	174	979	860	119	152	154	-2
解消件数(公立)	35,672	36,760	-1,088	5,394	5,302	92	689	736	-47	139	147	-8
解消率(公立)	76.6%	78.9%	-2.3%	76.7%	77.3%	-0.6%	70.4%	85.6%	-15.2%	91.4%	95.5%	-4.1%

③ 重大事態の発生件数 ※重大事態の定義については5ページ参照

	6年度				5年度				増 減			
	1号	2号	1号かつ2号	計	1号	2号	1号かつ2号	計	1号	2号	1号かつ2号	計
全 国	508	637	260	1,405	441	659	206	1,306	67	-22	54	100
千葉県	23	22	16	61	44	35	27	106	-21	-13	-11	-45
千葉県公立	19	21	12	52	42	35	25	102	-23	-14	-13	-50

④ 重大事態の校種別発生件数

	6年度					5年度					増 減				
校種	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計
全 国	586	543	263	13	1,405	548	491	259	8	1,306	38	52	4	5	99
千葉県公立	22	12	18	0	52	33	30	38	1	102	-11	-18	-20	-1	-50

⑤ 対策等

- (ア) 県のいじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進
- (イ) 管理職、生徒指導主事、教育相談担当教諭を対象としたいじめ防止対策研修会の実施
- (ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員
- (エ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実及び相談機関の周知
- (オ) 県いじめ問題対策連絡協議会の開催による関係機関の連携協力、取組の推進
- (カ) 県弁護士会と連携したスクールロイヤー活用事業による教職員研修、児童生徒への出前授業を実施
- (キ) 子どもと親のサポートセンターによる教育相談等の充実（SNS相談等）
- (ク) 児童生徒用いじめ防止の啓発カード及び児童生徒・保護者向け啓発資料の作成・電子データによる配付（1人1台端末活用）
- (ケ) いじめ重大事態の分析に係るリーフレットの活用
- (コ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実

- (サ) 教職員版いじめ防止啓発リーフレットの活用
- (シ) ※小学校（特別支援学校の小学部を含む）と幼稚園等の情報共有等における連携の強化
- (ス) ※小学校と中学校（特別支援学校の小学部と中学部を含む）の情報共有等における連携の強化
- (セ) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施や「いのちを大切にするキャンペーン」による心の教育及び道徳教育の充実など、いじめの抑止に向けた取組の推進
- (ソ) いじめ重大事態調査員によるいじめ重大事態対応の迅速化と学校への指導
- (タ) 学校問題解決支援コーディネーターによるいじめ問題等の解決に向けた適切且つ、迅速な支援を実施するための助言
- (チ) ネットパトロールによるSNS上における、いじめ問題に関連する書き込みの監視

（３）不登校

不登校の児童生徒数は、小学校、高等学校は増加、中学校は減少した。1,000人あたりの不登校数を全国と比較すると、小学校は同様の増加傾向がみられるが、高等学校は全国が減少しているのに対し千葉県は増加している。

① 全国との比較（不登校児童生徒数：人）

年 度	小学校			中学校			高等学校		
	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
全 国	137,704	130,370	7,335	216,266	216,112	154	67,782	68,770	-988
1,000人あたりの 不登校数（人）	23.0	21.4	1.6	67.9	67.1	0.8	23.3	23.5	-0.2
千葉県	6,143	5,738	405	8,740	8,854	-114	3,767	3,637	130
1,000人あたりの 不登校数（人）	20.7	19.1	1.6	56.4	56.4	0	27.6	26.6	1
千葉県公立	6,121	5,713	408	8,478	8,587	-109	3,178	3,108	70
1,000人あたりの 不登校数（人）	20.9	19.3	1.6	58.9	58.8	0.1	36.2	35.2	1

② 不登校児童生徒への支援等

- (ア) 県不登校児童生徒支援連絡協議会の開催による関係機関の連携協力、取組の推進
- (イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、関係機関との連携促進
- (エ) 不登校児童生徒支援推進校の指定
- (オ) 地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置された訪問相談担当教員による支援
- (カ) 不登校児童生徒支援チームの活用
- (キ) 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談等の充実
- (ク) 「千葉県版 児童生徒・保護者のサポートガイド」を活用した不登校児童生徒及び保護者の支援に関する情報の発信
- (ケ) 千葉県版不登校児童生徒の支援資料集の活用
- (コ) 通信制や三部制の定時制など、多様な学びの機会の整備
- (サ) オンライン授業配信（エデュオブちば） ※対象：小学校4年生～中学生
- (シ) メタバースを活用した居場所づくり
- (ス) フリースクールが行う活動支援事業
- (セ) 学びの多様化学校の設置促進
- (ソ) 千葉県公立高等学校入学者選抜の改善 ※調査書の記載項目の削除（出欠の記録）

(4) 高等学校の中途退学

中途退学について、前年度から48人減少した。

(全日制で22人減少、定時制で22人減少、通信制で4人減少)。

全日制、定時制ともに、「学校生活・学業不適応」という理由が多い。

① 全国との比較(退学者数：人)

	6年度	中退率(%)	5年度	中退率(%)	増 減	
全 国	44,571	1.4	46,238	1.5	-1,667	-0.1
千葉県	1,882	1.2	1,883	1.3	-1	-0.1
千葉県公立	951	1.1	999	1.1	-48	0

② 対策等

(ア) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実

(イ) 地域連携アクティブスクールや三部制定時制、通信制など、多様な学びの機会の整備

(ウ) 「中学生の高校一日体験入学」の充実

(エ) 職業体験等を通じ、将来の目標を具体的にイメージできるキャリア教育の充実

(5) 自殺

① 全国との比較(自殺者数：人)

	6年度				5年度				増 減			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
全 国	7	112	294	413	11	126	260	397	-4	-14	34	16
千葉県公立	0	3	10	13	1	5	13	19	-1	-2	-3	-6

② 対策等

(ア) ICTを活用したWEB上でのストレスチェックの実施による高ストレス者の早期発見と早期支援 ※対象：全県立高校生

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、教育相談体制の充実

(ウ) 子どもと親のサポートセンターにより相談事業の充実(SNS相談等)

(エ) 相談窓口を記載したリーフレットを全児童生徒へ周知

(オ) 管理職及び生徒指導主事等教職員を対象とした研修の実施

(カ) 自殺予防啓発動画の改訂と周知 ※対象：児童生徒、保護者、教職員

(キ) SOSの出し方に関する教育の充実

【参考】

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（１）いじめの定義（第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）重大事態（第二十八条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする。）継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

○不登校とは

当該年度間に連続又は断続して３０日以上欠席し、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者、保護者の教育に関する考え方や外国での長期滞在等から長期欠席している者等を除く。）。

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）